

交通事故による損失

内閣府では、平成22年度及び23年度において、交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査検討委員会を開催し、交通事故による損失額を算定した。結果概要は以下のとおり。

1. 交通事故による損失の算定範囲

算定の範囲は、1年間の交通事故によって生じる金銭的損失及び非金銭的損失である。

金銭的損失は、逸失利益、治療関係費及び慰謝料等の人的損失のほか、車両・構築物の修理費等の物的損失、就業不能による付加価値額低下等の事業主体の損失、交通事故に係る救急搬送費用、警察の事故処理費用、裁判費用、保険運営費用及び渋滞の損失等の各種公的機関等の損失を対象範囲として算定した。

非金銭的損失は、交通事故による痛み、苦しみ、生活の質の低下及び生活の喜びを享受できなくなること等の非金銭的な損失のうち、被害者本人の死亡に係る損失（死亡損失）及び負傷に係る損失（負傷損失）を対象範囲として算定した。

2. 交通事故による損失の総額

交通事故による損失は、総額で6.33兆円、GDP比で1.3%と算定された（第1図）。

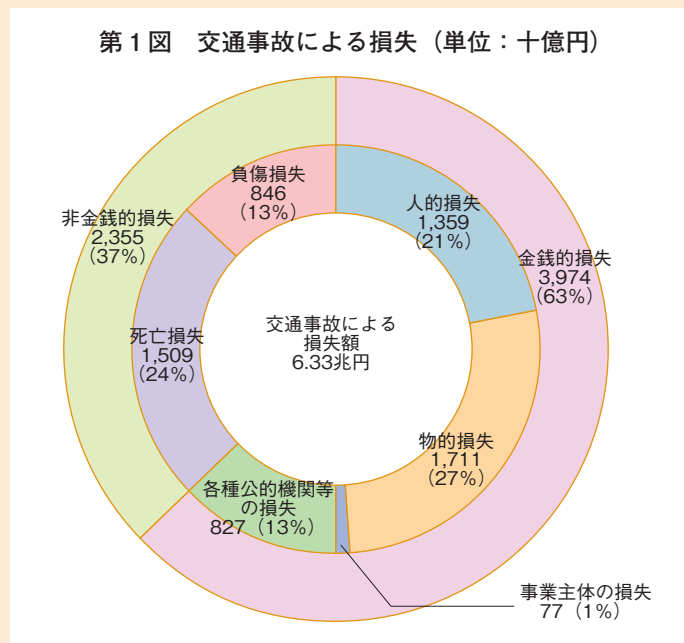
ア 金銭的損失

金銭的損失は総額で3.97兆円と算定された。このうち、人的損失が1.36兆円（21%）、物的損失が1.71兆円（27%）、事業主体の損失が0.08兆円（1%）、各種公的機関等の損失が0.83兆円（13%）である。

イ 死亡損失

以前の内閣府調査*で算定した1名当たり死亡損失額に、国民経済計算における年度デフレータを用いた時点補正を行った値を基礎値として算定した。この結果、死亡損失は総額で1.51兆円と算定された。

第1図 交通事故による損失（単位：十億円）



注 本調査は平成21年度時点のデータに基づき算定。

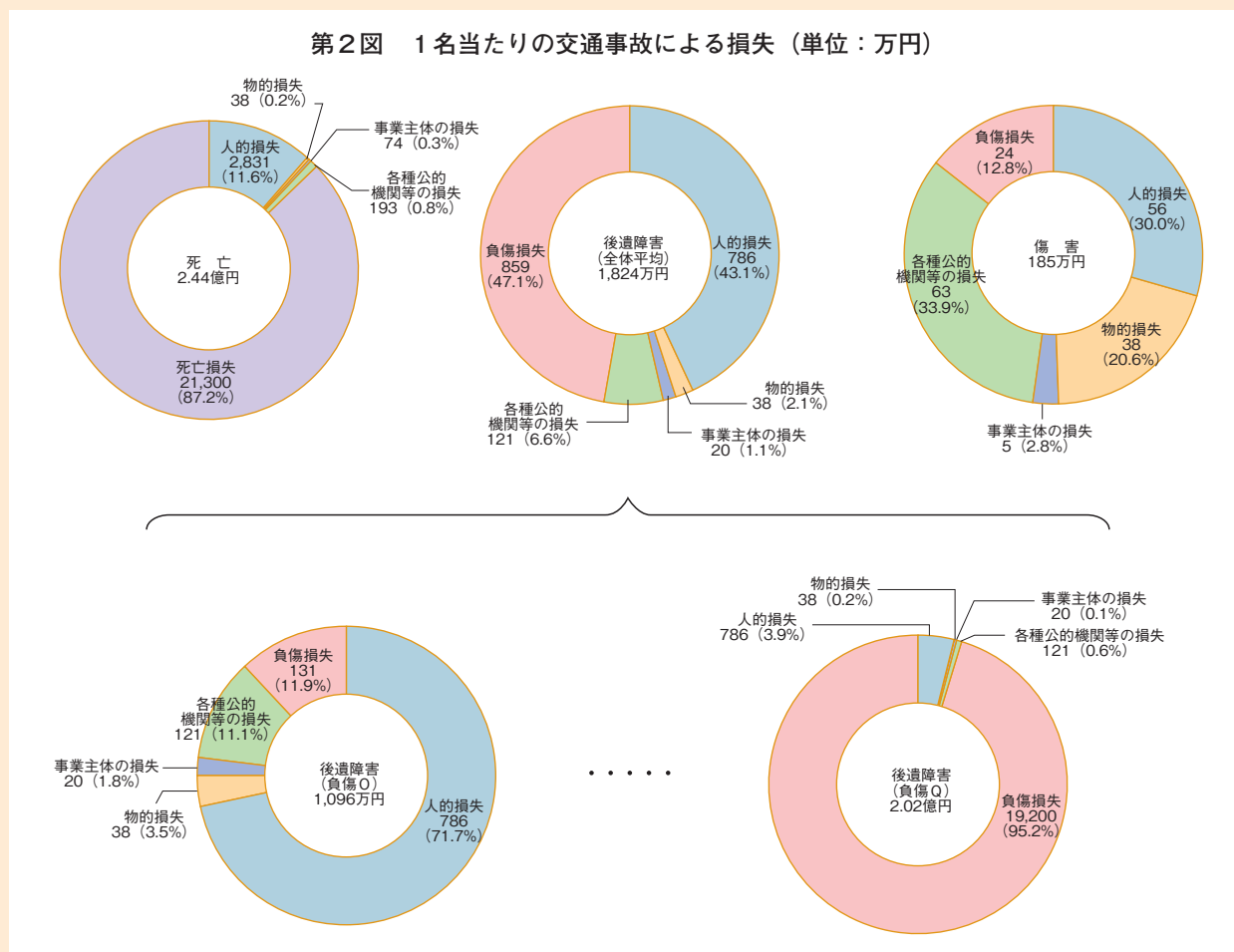
* 交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査研究（内閣府：平成19年3月）

ウ 負傷損失

負傷損失については症状によって2種類の方法で算定している。比較的重度な症状については、スタンダード・ギャンプル法によるアンケート調査（交通事故に遭い、通常の治療であれば長期間の入院と重い後遺症が残る症状について、死亡かすぐに完治かの二択となる特別な治療を受けるギャンプルを行う成功確率を確認するもの）を基に算定し、比較的軽度な症状については仮想市場評価法によるアンケート調査（交通事故で負傷した際、すぐに完治することができる特別な治療を受ける場合に支払う治療費に対する支払意思額*を確認するもの）を基に算定している。この結果、負傷損失は総額で0.85兆円と算定された。

3. 1名当たりの交通事故による損失額

死亡、後遺障害、傷害の1名当たりの損失額を算定すると、それぞれ2.44億円、1,824万円、185万円となった。なお、後遺障害の損失額は軽度から重度までの障害等級の全体平均となっているが、負傷損失については後遺障害等級の重さ等からいくつかの負傷区分を区切って算定しているところであり、それぞれの負傷区分での1人当たりの損失額を算定すると1,096万円から2.02億円までの範囲が存在する(第2図)。



注 負傷Q…自動車損害賠償保障法施行令別表第一に定める等級及び別表第二に定める第一級に相当する後遺障害の残る負傷
 負傷O…自動車損害賠償保障法施行令別表第二に定める第十級から第十四級に相当する後遺障害の残る負傷

* 政策などによる状態の改善に対して最大限支払ってもよいと考える金額。